

会員の皆様へ（全ての会員様へ送付しています。会費請求ではありません）

富山県善意銀行への支援のお願い



富山県善意銀行の活動

富山県善意銀行では、「親切運動の推進」「交通遺児・生活保護家庭・老人福祉施設への支援、各種福祉大会への活動助成」「恵まれない子供たちの活動支援」「お年寄りの生きがいづくり」「献眼・献血・献体運動の展開」「車いすの寄贈、震災地域への支援」など数々の社会福祉活動を行っています。

これら活動は、県民の皆様の会費や預託（寄付）によって賄われています。新型コロナウイルスの影響を受け寄付額が減少し、これまでの社会福祉活動が厳しくなりそうな状況です。援助を必要とする方への支援活動推進のため、会員の皆様に預託をお願いいたします。

富山県善意銀行への支援「預託」（寄付）について

同封の振込用紙に、預託額を記入の上、入金ください。

（銀行振込の場合 北陸銀行向川原町支店 普通 4130810 富山県善意銀行）
いずれも振込手数料は、本行で負担します。

- ※ 善意銀行への預託金（寄付金）は、「所得税・住民税の寄付金控除」「法人税損金算入」が認められています。詳細については、裏面を参照ください

（寄付額の半分近くが税額控除され戻ります）

例 1万円寄付した場合（個人）の税額控除（寄付額-2,000円の半額控除）
所得税は3,200円 住民税は800円 計 4,000円控除
（5,000円の場合 所得税1,200円 住民税300円 計1,500円控除）
※総所得金額等の40%を限度 その年分の所得税額の25%相当額以内

例 法人税損金算入

特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額
= {所得金額の5%（6.25%）+期末資本金等の額の0.25%（0.375%）} × 1/2
※上記の算式中（ ）内は平成24年4月1日以後に開始事業年度について適用する

- ※ **相続税の控除の対象にもなりません。**
- ※ 「預託」は、毎週火曜日の北日本新聞と善意銀行会報「富山善銀」にお名前、金額等を紹介します。（匿名可）
- ※ 50,000円以上預託いただいた個人、団体には本行より拝受書を贈呈いたします。

問い合わせ先 公益社団法人 富山県善意銀行 toyamakenzenjin@maroon.plala.or.jp
〒930-0004 富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル5F TEL・FAX076-431-2239

本会役員

- 【理事長】 河合隆（株）北日本新聞社 顧問
- 【副理事長】 寺林敬（富山県信用保証協会会長） 高野二郎（タカノ建設（株）代表取締役社長）
品川祐一郎（株）品川グループ本社代表取締役社長